

〔指定ふれあい交流通所サービス〕  
デイサービス ぱすおん 運営規程

(目的)

第1条 当運営規程は一般社団法人ぱすおんが設置するデイサービス ぱすおん(以下「事業所」という。)において実施する指定ふれあい交流通所サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、もって事業所の介護職員等、(以下「ふれあい交流通所サービス従事者」という。)が、要支援状態の利用者又は事業対象者に対し、適切な指定ふれあい交流通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定ふれあい交流通所サービスの提供にあたって、要支援状態の利用者又は事業対象者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 4 事業の実施に当たっては、介護予防・日常生活支援総合事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 5 指定ふれあい交流通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者へ情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス ぱすおん
- (2) 所在地 岡山県津山市院庄 868番地13

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、従業者の管理及びサービスの利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者  
介護職員 1名以上(1名は専従)

従事者は、指定ふれあい交流通所サービスの業務に当たる。

介護職員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもつて必要な介護及び支援を行う。

(営業日、営業時間等)

第5条 事業所の営業日、営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 木曜日とする。ただし、年末年始（12月30日から1月3日）及びお盆（8月14日から8月15日）を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後0時30分までとする。

(指定ふれあい交流通所サービスの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日10名とする。

(指定ふれあい交流通所サービスの内容)

第7条 指定ふれあい交流通所サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行う。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 機能訓練
- (4) レクリエーション
- (5) 生活指導（相談・援助等）
- (6) 給食サービス

(利用料等)

第8条 指定ふれあい交流通所サービスを提供した場合の利用料の額は、津山市長の定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、津山市長の定める額とする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、実施地域を超えた地点から1キロメートルあたり20円を徴収する。
- 3 食事の提供に要する費用については、700円を徴収する。
- 4 個人の希望する活動において必要となった材料費等については、実費を徴収する。
- 5 その他、指定ふれあい交流通所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるもの（おむつ、パット等を含む）に係る費用については実費を徴収する。

6 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、津山西中学校区、鶴山中学校区（八出、小桁、金谷、押淵、荒神山を除く）、北陵中学校区（東田辺、西田辺、山方、下横野、上横野を除く）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者またはその家族は、指定ふれあい交流通所サービスの提供を受ける際には、下記に留意する。

- (1) 医師の判断や日常生活上の留意点、利用当日の健康状態等を通所サービス従事者に連絡し、心身の状態に応じたサービス提供を受けること。
- (2) 敷地内は禁煙とし、火器の取り扱いは、安全確保のため禁ずる。
- (3) 設備・備品等は大切に取り扱うこと。
- (4) 金銭・貴重品の持ち込みは、紛失時等の責任は事業所では持つかねるため、自身で責任の持てる範囲で行うこと。
- (5) 利用日に何らかの事情により利用を取りやめる場合には、事業所に連絡すること。
- (6) 利用時の営利活動、宗教活動、特定の政治活動は行わないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定ふれあい交流通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定ふれあい交流通所サービスの提供により事故が発生した場合は、津山市、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用者に対する指定ふれあい交流通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

#### (苦情処理)

第13条 指定ふれあい交流通所サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口の設置など、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者からの苦情申し立てに関連し、津山市、国民健康保険団体連合会による調査に協力するとともに、指導又は助言に沿って必要な改善を行う。

#### (虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを津山市に通報する。

#### (その他運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設け、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 繼続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業員、設備及び会計に関する記録を整備する。併せて、指定ふれあい交流通所サービスの提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人ぱすおんと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

#### 附 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。